

令和2年4月21日

小千谷商工会議所
小千谷市本町2-1-5
TEL:0258-81-1300
FAX:0258-83-3632



新潟県より「新型コロナウィルス感染症拡大防止のための緊急事態措置について」

新潟県では、新型コロナウィルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、該当する施設等を経営する事業者に対して、施設の使用停止等の協力を要請することといたしました。

要請する休止期間は4月22日から、緊急事態宣言の終期とされている5月6日までです。

この休止要請にご協力いただく事業者に対しては、協力金の支給を行います。

～参考資料～

新潟県HPより

「新型コロナウィルス感染症について新潟県知事よりメッセージ」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/shingata-corona.html>

「新型コロナウィルス感染拡大防止のための施設」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/215533.pdf>

「緊急事態措置及び事業者に対する協力金の支給について」

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/277371_408892_misc.pdf

問い合わせ先

新潟県産業労働部産業政策課 新井
電話:025-280-5231 FAX:025-285-3783